女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき一般事業主行動計画を次の通り策定する

１．計画期間　令和４年４月１日～令和８年３月３１日

２．目標と取組内容

目標１　女性運転士を現状の２名から１名以上増やす

（女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供）

＜取組内容＞

令和４年４月～　・女性運転士候補生の募集強化を図る。

令和４年４月～　・女性が活躍できる職場であることを県内の高校生を対象とした会社説明会や職場体験などで女性運転士による PR を行う。

令和４年６月～　・令和５年度採用試験を通じて求人応募者の適正と意欲を確認する。

令和５年４月～　・運転士候補生の育成を開始する。

目標２　育児休業取得者の復帰率１００％を目指す

（職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の改善）

＜取組内容＞

令和４年４月～　・育児休業取得について取得可能な看護休暇や時短勤務、夜間勤務の制限等育児・介護休業法について詳しく周知する。

令和４年４月～　・出産の予定がある社員に対し、管理職から育児休業を取得するよう指導する。